

生産緑地の抵当権を有する方へ（御案内）

生産緑地を「特定生産緑地」に指定するときは、農地等利害関係人全員の同意が必要です。

指定希望地の農地等利害関係人は、「**特定生産緑地指定同意書**」に記入・押印（実印）のうえ、印鑑登録証明書（※提出日から3か月以内に発行されたもの）の提出が必要です。

同意書の記入例については、2ページのとおりです。なお、特定生産緑地の指定手続等を記載した「横浜市特定生産緑地指定の手引き」は本市ホームページに掲載しています。

参考

◆ 「生産緑地」とは

市街化区域内の農地は一定の要件を満たした場合に「生産緑地」の指定を受けることができます（生産緑地法第3条）。生産緑地には右表のような義務と優遇があります。

義務	<ul style="list-style-type: none">30年間の営農義務開発等の行為制限
優遇	<ul style="list-style-type: none">固定資産税が農地課税相続税納税猶予が適用可

◆ 「特定生産緑地」とは

生産緑地は、指定から30年経過すると、農地以外のものに転用できる代わりに従来の相続税や固定資産税等の税制の優遇がなくなります。引き続き営農を継続される方に向けて、「特定生産緑地制度」が創設されました（生産緑地法10条の2ほか）。

- 生産緑地制度の義務と優遇をそのまま10年間延長するものです。
- 特定生産緑地の指定期間は10年間で、更新が可能です。
- 特定生産緑地の指定は、生産緑地指定から30年経過する前に受ける必要があります。30年経過後は指定を受けることはできません。
- 特定生産緑地の指定には、農地等利害関係人全員の同意が必要です。**

◆ 農地等利害関係人とは

所有権、貸借人、抵当権者など、土地に関する権利を有する方をいいます。

特定生産緑地への指定を希望する農地の所有者は、抵当権者等、他に農地等利害関係人がいる場合には、その全員の同意を得る必要があります。

◆ 令和2年度の受付

(1) スケジュール（郵送による提出）

令和2年12月7日（月）～ 令和3年1月31日（日）（当日消印有効）

(2) 提出先

宛先	生産緑地の所在地
北部農政事務所 特定生産緑地 担当者宛 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 (都筑区総合庁舎内)	鶴見区、神奈川区、保土ヶ谷区、 旭区、港北区、緑区、青葉区、 都筑区
南部農政事務所 特定生産緑地 担当者宛 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 (戸塚区総合庁舎内)	中区、南区、港南区、磯子区、 金沢区、戸塚区、栄区、泉区、 瀬谷区

特定生産緑地指定同意書（記入例）

指定を希望する土地について、農地等利害関係人の同意があることを示す書類です。なお、どの土地について指定を希望するかは、3ページの「特定生産緑地指定申請書」で確認します。

第2号様式

令和●年●月●日

横浜市長

生産緑地地区 箇所番 ① 99999




申請者 (代表者) 住所 横浜市中区港町1-1

氏 ② 横浜太郎 (実印)

電話番号 045 671 2726

特定生産緑地指定同意書

「特定生産緑地指定申請書」(第1号様式)記載の生産緑地について、生産緑地法第10条の2第1項に規定する特定生産緑地の指定に同意します。

申請番号	権利種類 該当権利に○印	住所・氏名	(実印)
1~8	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()	横浜市中区港町1-1 横浜太郎	
2, 3, 4	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()	横浜市戸塚区戸塚町16-17 横浜花子	
7, 8	所有権・抵当権 ・貸借権 ・他()	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 みなとみらい銀行 代表取締役 港 未来	

① ひとまとまりの生産緑地ごとに割り振られた番号です。

② 所有者（複数の所有者が一枚の同意書にまとめて記入する場合は代表者）が記入します。

③ 申請書の「申請番号」を確認のうえ、該当する権利のある筆の申請番号をご記入ください。

④ 該当する権利に○を付けてください。

⑤ 権利を有する人の住所と氏名（企業等の場合は社名及び代表者名等）をご記入ください。

⑥ 実印（提出される印鑑登録証明書と同一の印）を押印ください。

1	2	3	4
5	6	7	8

申請番号1~8の所有者は、横浜太郎さん

申請書の申請番号2, 3, 4の共有名義人は、横浜花子さん

申請書の申請番号7, 8の抵当権者は、みなとみらい銀行

- 押印は必ず実印（印鑑登録証明書と同一の印）をご使用ください。
- ご記入になる住所は、提出される土地の登記簿謄本及び印鑑登録証明書に記載の住所と同一であることをご確認ください。異なる場合は、住所の変更を証する書面（住居表示変更証明書等）が必要です。
- 農地等利害関係人が4名以上いてオモテ面に書き切れない場合は、ウラ面の欄をご使用ください。

特定生産緑地指定申請書（参考）

申請書はどの土地の指定を希望するかを示す書類です。

申請者が記入するもので、抵当権者は記入しません。2ページの「特定生産緑地指定同意書」と対応する書類です。

第1号様式

令和●年●月●日

横浜市長

生産緑地地区 箇所 ① 99999

申請者 (代表者) 住所 横浜市中央区港町1-1

氏名 ② 横浜 太郎

電話番号 045 (671) 2726

特定生産緑地指定申請書

生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づく特定生産緑地の指定について、「特定生産緑地指定同意書」(第2号様式)のとおり農地等利害関係人の同意を取得しましたので、次の生産緑地について特定生産緑地の指定を申請します。

確認欄 次の全ての生産緑地について適正な農地管理を行っていることを確認しました。(確認した場合、口にチェックを付けてください。)

③ 生産緑地への指定希望記入表 > 指定を希望しない土地については二重線を記載してください。

申請番号	生産緑地箇所番号	所在・地番	地積(㎡)	生産緑地指定日	申出基準日
1	99999	西区よこはま町1番	50	平成4年11月13日	令和4年11月13日
2	99999	西区よこはま町2番	60	平成4年11月13日	令和4年11月13日
3	99999	西区よこはま町3番1	70	平成4年11月13日	令和4年11月13日
4	99999	西区よこはま町3番2	80	平成4年11月13日	令和4年11月13日
5	99999	西区よこはま町4番	90	平成4年11月13日	令和4年11月13日
6	99999	西区よこはま町6番	100	平成4年11月13日	令和4年11月13日
7	99999	西区よこはま町8番1	110	平成4年11月13日	令和4年11月13日
8	99999	西区よこはま町8番⑤	120-70		
9					
10					
11					

申請書の枚数について ・生産緑地の一つの箇所番号につき一枚必要です。

申出基準日について ・生産緑地の指定の告示から30年を経過する日のことです。

土地の数が多き方 ・土地の数が多き表に取まらない場合、裏面にも記載がありますので御確認ください。

一つの土地の一部指定を希望する方 ・地積に二重線を記載し、指定希望面積を余白に記載してください。指定には分筆を行っていただいたうえで測量図の提出が必要です。

(裏面あり)

① ひとまとまりの生産緑地ごとに割り振られた番号です。

② 対象地の所有者が記入します。

③ 筆ごとに申請番号が振られています。同意書を作成する際に必要となります。

指定を希望しない筆を二重線で消します

地積を変更して指定を希望する筆の地積を二重線で消したうえで、希望する地積を記入します

分筆により新たな地番が振られた場合は申請書の筆の地番を書き換えます